

高知県交通安全協会会員特典加盟店規約

(規約の目的)

第1条 高知県における交通安全思想の一層の普及高揚を図り、もって交通事故の抑止に資するため、交通安全活動に協賛する企業等の支援を得て、一般社団法人高知県交通安全協会(以下「安全協会」という。)の会員(以下「会員」という。)となった者に対して特典を供与し、県内自動車等運転者の交通安全に対する関心と自覚を高めるとともに、交通安全活動への一層の参加を促すことを目的とする。

(安全協会会員特典加盟店)

第2条 安全協会会員特定加盟店(以下「加盟店」という。)とは、交通安全活動に協賛し、本規約各条項を承諾の上、会員が自己の経営する店舗、会社等で物品を購入し、サービスを受け、施設を利用する等した場合に、特典を供与することに同意したものをいう。

(加盟店登録)

第3条 加盟店となろうとするものは、別途「高知県交通安全協会会員特典加盟店承諾書」(以下「承諾書」という。)を安全協会に提出するものとし、安全協会はその内容に異議の無い場合は同加盟店を登録(以下「登録」という。)するものとする。

(加盟店通知)

第4条 安全協会は、自動車運転免許更新時等に会員となった者に対し、安全協会会員証及び加盟店の一覧表を交付し、会員特典が受けられる旨、その対象の範囲並びに内容を通知するものとする。

(会員確認等)

第5条 加盟店は、会員から料金の精算時等に、会員特典を受けたい旨の要求があった場合は、安全協会会員証及び運転免許証の提示を求め、同会員証及び有効期限の確認を行うものとする。

(会員との紛議等)

第6条 加盟店は、第2条の会員に対する会員特典の供与、当該事項に関する交渉及び紛議について、すべて加盟店において解決するものとする。

(加盟店一覧表の更新及び通知)

第7条 安全協会は、原則として毎年4月1日をもって加盟店一覧表を更新し、年度途中における同一覧表の更新及び会員に対する通知は行わないものとする。

(会員特典の変更)

第8条 加盟店が会員特典内容を変更しようとする場合は、安全協会と協議し合意の上、新たに承諾書を提出するものとする。

(登録の期間、解除)

第9条 第3条の加盟店の登録は毎年3月31日をもって終了する。

2 前項の規定に係わらず、双方いずれからも登録解除の通知がなされない場合は、自動的に更新されたものとする。

3 加盟店が登録を解除しようとする場合は、安全協会に対し、登録終了日の1箇月前までに電話又はファックスによって通知するものとする。

但し、廃業、無期限休業等やむを得ない事由の生じた場合には、当該事由の生じた時点から可能な限り速やかに通知するものとする。

4 安全協会は、加盟店の会員特典事項の不履行、その他社会的に著しい信用失墜行為があった場合には、登録期間に係わらず文書通知によって登録を破棄できるものとする。

附則

この規則は、平成26年6月19日から施行する。